

佐久市文化振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の総合的な文化振興施策の指針となる佐久市文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、佐久市文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、振興計画の策定に関し必要な調査及び検討を行い、その成果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。